

在宅医療廃棄物の排出方法について

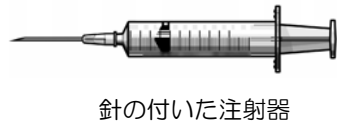
令和2年10月1日から、ご家庭から排出される在宅医療廃棄物（一部を除く）を『可燃ごみ』として出すことができるようになります。

ごみの排出時や収集作業時において、針刺し事故などの危険がありますので、必ず正しい方法で排出していただきますようご協力をお願いします。

受け取った「医療機関」や「薬局」へ返却するもの

【具体例】

- ペン型自己注射針
- 医療用注射針、点滴針、翼状針など鋭利なもの
（針の付いた注射器やチューブ類を含む）
- 血液が付いた医療器具



『可燃ごみ』として出せるもの

【出し方】

- バッグ内の残液や紙おむつの汚物は取り除いてください
- 在宅医療廃棄物を新聞紙などに包み、他のごみと一緒に町指定袋に入れて出してください

【具体例】

- ペン型自己注射カートリッジ（針を本体から外せるもの）
- 栄養剤などの注入器
- チューブ類、カテーテル類（針や血液が付いていないもの）
- バッグ類（点滴バッグ、CAPDバッグ、ストーマ袋など）
- 紙おむつ、ガーゼ類、脱脂綿類

